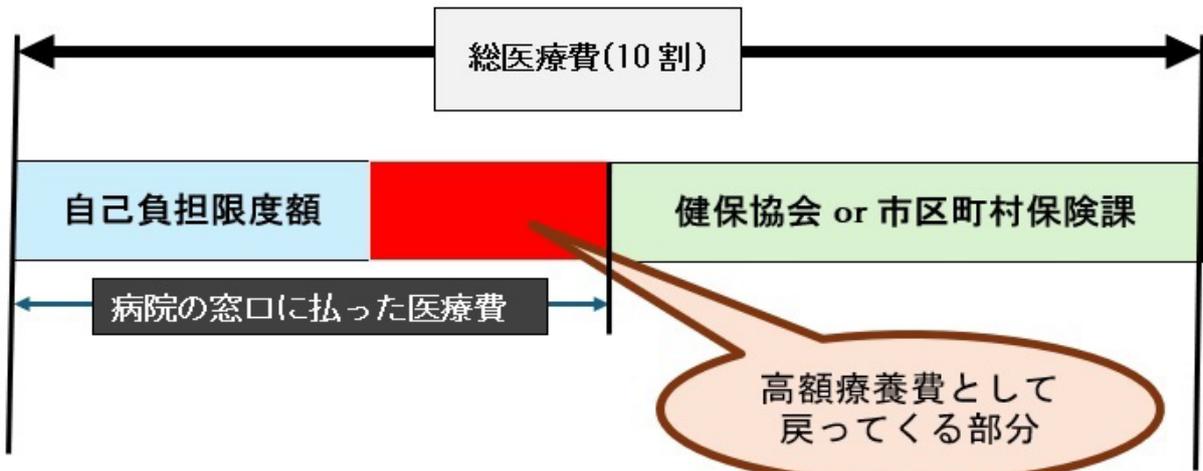




今、話題の健康保険の高額療養費制度とはどういう制度ですか？



病院で健康保険証を使用すれば、1割～3割負担になりますが、それでも医療費の負担が高額になる場合があるため、負担額の上限を定めている制度です。1か月(1日から末日)に病院で支払った窓口負担金の額(自己負担額)が一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた額が払い戻される制度です。今回は現在の制度を継続することになりました。この現在の制度を理解し、今後、の改正内容を理解する足掛かりにしましょう。



年齢		病院の窓口負担金の割合
義務教育就学前		2割
義務教育就学以後～70歳未満		3割
70歳以上 75歳未満	一般	昭和19年4月1日以前生まれ
		昭和19年4月2日以降生まれ
現役並み所得者※		3割

※現役並み所得者…70歳以上75歳未満で、標準報酬月額が28万円以上の被保険者。
 ※現役並み所得者に70歳以上75歳未満の被扶養者がいる場合は、被扶養者も3割となります。

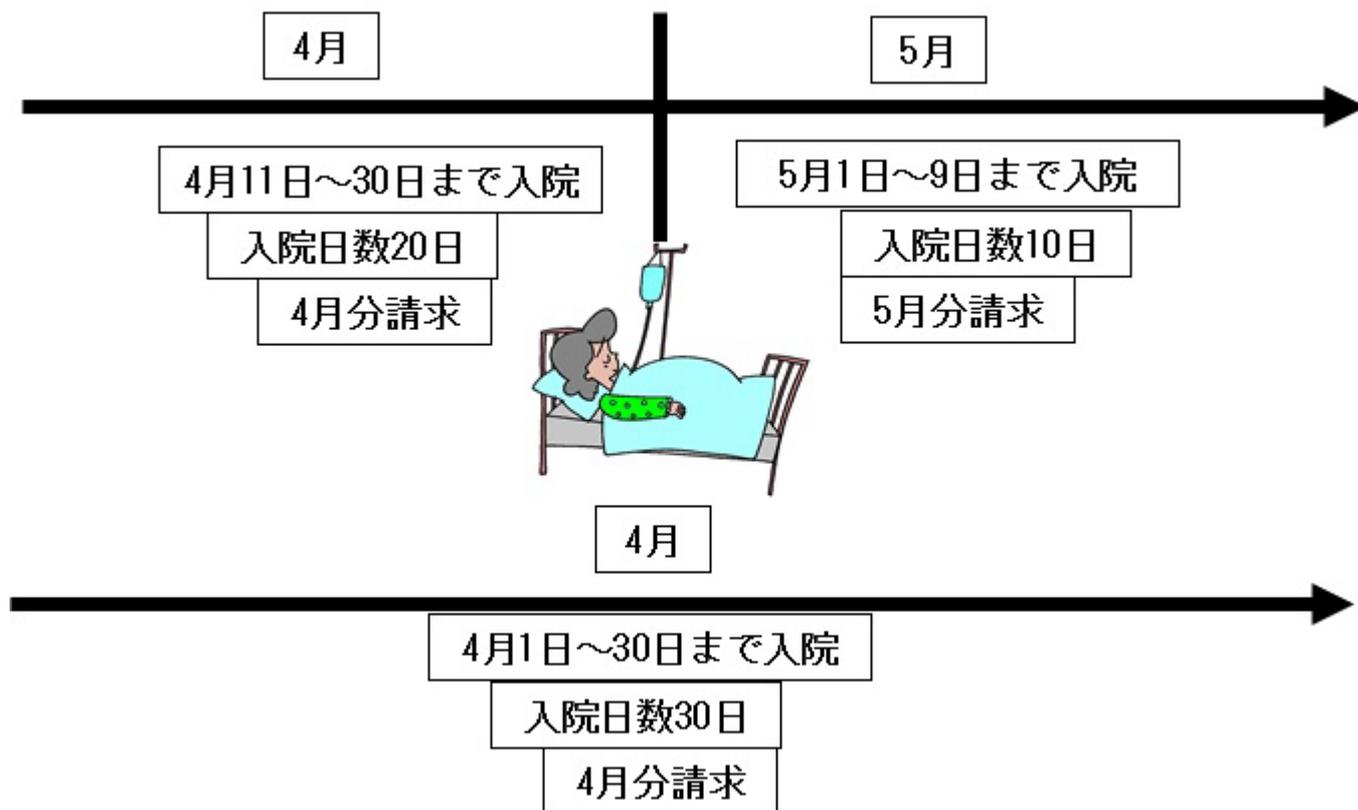
病院の窓口負担金とは、健康保険証を提示して、病院で診療を受けた時や、薬が出された時に、窓口で支払う必要がある医療費の一部のこと※です。この負担金の医療費割合は、本人・家族、入院・外来にかかわらず上記のように年齢等によって区分されます。



高額療養費は月単位で計算されるのですか？



そうです。高額療養費は、1か月単位で計算されます。例えば、下記のように4月～5月にまたいで入院した場合は4月(1日～30日)、5月(1日～31日)とそれぞれの月単位で計算します。1か月単位で計算するため、高額療養費は4月分と5月分で2回に分けて請求します。



月をまたいでの入院は高額療養費が2回発生する可能性があることから、自己負担額も大きく変わります。

同じ入院日数が30日でも上記のように4月の入院日数20日、5月の入院日数10日と4月1日～30日の入院日数30日とでは高額療養費の請求額が異なることになります。



高額療養費の計算例を教えてください。



今号は69歳以下の高額療養費の計算例です。

69歳以下の自己負担限度額

被保険者の所得区分 健保は会社員等の標準報酬月額※1、 所得は自営業者	自己負担限度額
ア 健保: 標準報酬月額83万円以上 課税所得: 690万円以上	252,600円 + (総医療費※2 - 842,000円) × 1%
イ 健保: 標準報酬月額53万~79万円 課税所得: 380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ 健保: 標準報酬月額28万~50万円 課税所得: 145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ 健保: 標準報酬月額26万円以下 課税所得: 145万円未満	57,600円
オ 低所得者※3 (住民税非課税者等)	35,400円

※1 被保険者が事業主から受ける毎月の報酬(給料等)の月額を区切りのよい幅で区分したもの。第1級の5万8千円から第50級の139万円に区分されています。

※2 総医療費とは、保険適用分で支払った医療費が10割負担だった場合にいくらかという金額です。あくまでも保険適用分のみのため、入院時食事代や差額ベッド代等は除いて計算します。

※3 区分アまたは区分イに該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、区分オの該当にはなりません。

- ・ 上記は、年齢69歳以下の自己負担額を計算する表です。
- ・ 被保険者の所得区分によって自己負担限度額(払い戻しの基準額)は異なります。
所得区分はサラリーマンの場合は標準報酬額別、自営業者は課税所得によって自己負担額の計算式が異なります。

高額療養費例

年齢：50歳 窓口負担割合、3割

総医療費：総医療費が4月300万円、5月100万円、6月100万円、かかった場合。

自己負担額：病院窓口支払分(3割) 4月90万円 5月30万円、6月30万円

所得区分：標準報酬額50万円なので前頁表の「ウ」の所得区分になります。

「ウ」高額療養費の計算式： $80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$

- ・4月自己負担限度額=80,100円 + (3,000,000円 - 267,000円) × 1% = 107,430円
- ・5月自己負担限度額=80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円
- ・6月自己負担限度額=80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

月	総医療費	自己負担限度額	病院窓口支払分	戻ってくる金額
4月	3,000,000	107,430	900,000	792,570
5月	1,000,000	87,430	300,000	212,570
6月	1,000,000	87,430	300,000	212,570
			合計	1,217,710

多数該当とは？

受診した月以前1年間(直近11カ月)に3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた場合は、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。上記の場合、4月、5月、6月と3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けましたから、4回目から下記「多数該当」の44,000円が高額療養費の自己負担限度になります。その後44,400円が続きます。

69歳以下の多数該当金額		
被保険者の所得区分 健保は会社員等の標準報酬月額 所得は自営業者		多数該当
ア	健保：標準報酬月額83万円以上 課税所得：690万円以上	140,100円
イ	健保：標準報酬月額53万～79万円 課税所得：380万円以上690万円未満	93,000円
ウ	健保：標準報酬月額28万～50万円 課税所得：145万円以上380万円未満	44,400円
エ	健保：標準報酬月額26万円以下 課税所得：145万円未満	44,400円
オ	低所得者※3 (住民税非課税者等)	24,600円

次号に続く